資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を十二億二千七百万円減少させ、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年一月一日を予定しております。株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十九年十月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月二十八日

掲載頁　四十八頁（号外第一六五号）

平成二十九年十一月二十八日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

富士電機メーター株式会社

代表取締役　藤沢　永一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千七百三十一万二千五百円、資本準備金の額を二億二千五百三十一万二千五百円、利益準備金の額を三百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十二月二十九日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.rjc.co.jp/news/

平成二十九年十一月二十八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番一八号

株式会社ＲＪＣリサーチ

代表取締役　川田　隆太

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月十三日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十二月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月二十八日

東京都新宿区新宿二丁目一九番一号

株式会社ゼネテック

代表取締役　上野　憲二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月十四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十二月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月二十八日

東京都北区東十条三丁目一〇番三六号

学校図書株式会社

代表取締役　中嶋　則雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月二十八日

大阪市北区堂山町三番三号

株式会社リーガル不動産

代表取締役　平野　哲司

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十九年十一月二十八日

新潟県上越市西本町四丁目一〇番一八号

上越不動産株式会社

代表取締役　土肥　善昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二十八日

大阪市淀川区木川西二丁目二番五号

三和建設株式会社

代表取締役　森本　尚孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二十八日

福岡県大野城市御笠川四丁目一〇番一八号

株式会社アスカ電設

代表取締役　田向　竜二

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社サッポロライオンより株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十一月二十八日

北海道小樽市稲穂町一丁目三番六号

株式会社ニュー三幸

代表取締役　東海林恒賢

限定承認公告

本籍福井県敦賀市津内町三丁目二番、最後の住所福井県敦賀市沓見一七四号四の二一番地

被相続人　亡　大竹　敦

右被相続人は平成二十八年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月十日福井家庭裁判所敦賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十八日

福井県敦賀市木崎三―一八―三―五号

相続財産管理人　大竹美千代

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十八日

掲載頁　五十六頁（号外第八十五号）

平成二十九年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ５ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ４ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日光ゼニスホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

取消公告

平成二十九年十一月十四日掲載の基準日設定につき通知公告を取り消します。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四六九番一

株式会社エルビー

代表取締役　白石　宏

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十八日付第二五六号九六ページ●同日付政府調達第二二四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）